

## 公益社団法人米沢有為会

### 表彰規則

#### (目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人米沢有為会（以下「本会」という。）が定款第4条に定める事業を遂行するために「表彰」を行う場合に必要な事項を定める。

#### (表彰の種類)

第2条 本会が行う表彰の種類は次の通りとする。

- (1) 教育・文化功労者表彰
- (2) 産業・福祉功労者表彰
- (3) 特別顕彰
- (4) 高等学校卒業生表彰

#### (表彰の対象者)

第3条 表彰の対象者は次の通りとする。

- (1) 教育・文化功労者表彰

米沢地方（米沢市、長井市、南陽市及び置賜各郡をいう、以下同じ）の教育振興に特段の功労があった個人又は団体

- (2) 産業・福祉功労者表彰

米沢地方の産業振興に特段の功労があった個人又は団体

- (3) 特別顕彰

米沢地方の学生、生徒がスポーツその他の分野で全国的な活躍をするなど特に功績の顕著だったもの

- (4) 高等学校卒業生表彰

米沢地方の高等学校の当年度卒業生のうち、学業成績・課外活動・自治会活動・品行等を総合的に判断し、他の模範となる者

#### (表彰の時期)

第4条 教育功労者表彰・産業功労者表彰は当会の定時総会の折、高等学校卒業生表彰は各高等学校の卒業式又はそれに準ずる会合の折にこれを行う。

#### (表彰の名義)

第5条 表彰の名義は名誉会長及び会長名とする。

#### (表彰の決定)

第6条 教育功労者表彰・産業功労者表彰については米沢支部長の推薦を、高等学校卒業生表彰については学校長の推薦を受けて理事会がこれを決定する。

#### (表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈してこれを行う。

#### 附 則

この規則は平成9年4月14日より施行する。

改正附則（平成24年1月12日 理事会決定）

- 1 改正後の規則は、公益社団法人米沢有為会の設立登記のあった日（平成25年7月1日）から施行する。